

平成30年度家庭における省エネ・蓄エネ支援事業補助金

公益財団法人 ひょうご環境創造協会

兵庫県内の住宅におけるエネルギー利用の効率化を促進するため、ホーム・エネルギー・マネジメントシステム（HEMS）および蓄電システムを新たに設置する費用の一部を補助します。

補助金 交付の 対象者

補助対象者は、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 兵庫県内において自ら居住する住宅（集合住宅を含む。店舗・事務所等との併用住宅は除く。既築・新築は問わない。）に補助対象機器を購入し設置する者。
- ② 当協会の「うちエコ診断」（※裏面参照）を受診した者。
- ③ 日常生活においてHEMS機器の制御機能を活用して家庭における省エネを図る者、または蓄電システムの導入により自己が所有する太陽光発電システムから発電された電力を効果的に蓄電し、太陽光発電電力の自家消費量を増加させる者。

補助対象 機 器

HEMS機器	蓄電システム
平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に機器の設置が完了するもの	平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に機器の設置が完了するもの
<要件> ① 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。 ② 住宅内のエネルギー使用状況の「見える化」ができ、省エネを促す情報提供機能を有していること。 ③ 省エネに資する制御機能を有していること。	<要件> 国が平成29年度以降実施する補助事業における補助対象システムとして、パッケージ型番が登録されているもの （参照）SIIのホームページ https://sii.or.jp/zeh29/battery/search

※ 詳細については、補助金交付要綱で確認をしてください。

補助対象 経 費

HEMS機器	蓄電システム
本体機器、計測機器	蓄電池部、電力変換装置

※ 機器購入費（税抜）のみが補助対象となり、工事費等は対象になりません。

補助金額

HEMS機器	蓄電システム
定額3万円	定額5万円

他の補助金を合わせて受けることは可能ですが、申請者の負担額を上回らない額を限度に補助します。

- ・ 家庭における省エネ・蓄エネ支援事業補助金計画書
 - ・ うちエコ診断受診申込書
 - ・ うちエコ診断日程調整票
- } 受付期間
平成30年3月1日～
平成31年2月28日

※ 予算に達した時点で受付を終了する場合があります。

- ・ 補助金交付申請書兼請求書の受付期間 平成31年4月12日まで

提出書類

補助事業計画書の提出（設置工事着手前）
① 家庭における省エネ・蓄エネ支援事業補助金計画書 ② うちエコ診断受診申込書 ③ うちエコ診断日程調整票 ④ その他当法人が必要と認める書類
補助金の交付申請書・請求書の提出（設置完了及びうちエコ診断受診後）
① 補助金交付申請書兼請求書 ② 補助金にかかる誓約書 ③ 補助金振込口座登録用紙 ④ 設置機器リスト兼領収内訳書 ⑤ 補助対象機器が含まれる領収書の写し ⑥ 補助対象機器を設置した状況が確認できる写真 ・ HEMS機器の場合は、本体機器およびモニター画面に情報が表示されている写真 ・ 蓄電システムの場合は、蓄電池および太陽光発電システムの設置が確認できる写真 ⑦ その他当法人が必要と認める書類

その他

本事業において設置されたHEMS機器により蓄積された電力使用量の実績データを当協会の求めに応じて提供していただくことがあります。

補助金の受付窓口

公益財団法人 ひょうご環境創造協会
再生可能エネルギー相談支援センター
〒654-0037 神戸市須磨区行平町 3-1-18
TEL: 078-735-7744
FAX: 078-735-7222

太陽光などの再生可能エネルギーの導入や省エネなど様々なご相談に応じます。（無料）

※封筒の表に「補助対象機器の設置計画書在中」「補助金交付申請書在中」と赤字で記入し、できるだけ配達記録が残る方法で郵送してください。

補助金交付要綱及び関係書式は、協会のホームページからダウンロードできます。
「ひょうご環境創造協会トップページ」<http://www.eco-hyogo.jp/>
→「地球温暖化防止」→「平成30年度家庭における省エネ・蓄エネ支援事業補助金」

※うちエコ診断とは

- ◆ CO₂排出量を「見える化」し、効果的な省エネ対策を提案します。
- ◆ ご家庭のエネルギー使用量や光熱費などのデータを「うちエコ診断」専用のソフトに入力し、各家庭のライフスタイルに応じて無理なくできる省エネ対策をご提案します。
- ◆ 診断は無料で診断に要する時間は60分程度です。
- ◆ 診断の際、診断士がパソコン、プリンターを持参しますのでコンセントの準備及び診断実施場所をご提供ください。
- ◆ 「うちエコ診断」の受診が、本補助金の受給のための必要条件になっています。

